

衆議院内閣委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 5 月 8 日（金）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 52 号）

・ 武田国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）佐藤茂樹君（公明）、高木啓君（自民）、宮内秀樹君（自民）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

佐藤茂樹君（公明）

- （1）平成 23 年の人事院の意見の申出が法改正に結び付かなかった理由
- （2）国家公務員の定年を民間企業に先駆けて引き上げなければならない理由
- （3）現行の国家公務員の再任用制度の問題点
- （4）国家公務員の 65 歳までの定年の引上げスケジュール
ア 平成 30 年の人事院の意見の申出において具体的なスケジュールが提起されなかった理由
イ 本法律案において令和 4 年度から 2 年ごとに 1 歳ずつ引き上げる理由
- （5）今後の国家公務員の給与の在り方についての検討の方向性及びその検討の結果に基づいて講じられる措置のスケジュール感
- （6）本法律案による定年の引上げと合わせ、国家公務員の士気の向上、能力の開発・発揮、活躍の促進等のために検討している施策
- （7）国家公務員の業績評価において、国民から期待される適正な水準の目標を設定させる方策及びそれを制度上担保する方策についての政府の見解
- （8）定年の引上げに伴う国家公務員の総定員の増加及びそれを抑制するための行政改革の徹底についての武田国務大臣の見解

高木啓君（自民）

- （1）本法律案の意義
- （2）自衛官の定年引上げについての考え方
- （3）定年引上げ後の給与水準を 7 割とした根拠
- （4）定年引上げに伴う給与体系見直しのスケジュール及びその内容
- （5）人事評価の改善に向けた具体的な取組
- （6）退職手当に関する改正内容の概要
- （7）定年引上げに伴い支払われる退職手当の額の増加の有無
- （8）定年引上げを行うに当たり、新規採用者数を維持するために必要となる定数措置への対応方針
- （9）緊急時に国家公務員が力を発揮できる体制を構築する必要性
- （10）自衛官の新規採用を確保するため、その初任給を更に見直す必要性
- （11）新型コロナウイルス感染症対策を教訓とした公務員の働き方の見直し及び国の行政機構全体の体制整備の必要性

宮内秀樹君（自民）

- （1）国家公務員の定年を引き上げる理由
- （2）定年引上げ期間中において新規採用を安定的に維持するための、定員調整措置の具体的内容
- （3）国家公務員の定員数の推移及び適正規模
- （4）公務員数の国際比較

- ア 国際比較した場合の日本の国家公務員数の多寡
- イ 国際的に比較して国民一人当たりの国家公務員数が少ない状況で、他国の政府と比較して見劣りしない行政サービスが成立していることに対する見解
- (5) 60歳超の国家公務員の活用
 - ア 具体的な業務内容
 - イ 人事評価制度の具体的内容
 - ウ 人事評価の結果が低い職員への対応
- (6) 本法律案の検討条項に盛り込んだ人事評価制度の見直しの基本的考え方、方向性及びスケジュール

浦野靖人君（維新）

- (1) 本法律案
 - ア 早急に成立させなければならない法律案かどうかの確認
 - イ 国家公務員の超過勤務等勤務負担軽減のための取組状況
 - ウ 各府省におけるテレワーク等の取組状況
- (2) 企業主導型保育施設に対する支援を行い、利用者負担を軽減する施策を柔軟に行うべきとの意見に対する政府の見解
- (3) 特別定額給付金は個人が確実に給付を受けられる仕組みかどうかの確認